

# あすか福祉用具貸与事業所 運営規定

## <事業の目的>

第一条 (株) ASUKA が開設する福祉用具貸与事業所 (以下「事業所」) が行う指定福祉用具貸与事業 (以下「事業」) の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従事者 (以下「専門相談員」) が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具 (法第七条第十七項により厚生大臣が定める福祉用具を言う) を提供する事を目的とする。

## <運営方針>

第一条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付、調整を行った上、福祉用具を貸与する事により、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資すると共に、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

一 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## <事業所の名称等>

第二条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 あすか福祉用具貸与事業所
- 二 所在地 北広島市大曲 824 番地 55

## <職員の職種、員数及び職内容>

第三条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1 名 (常勤専従又は常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定福祉用具貸与に係るサービスの提供に当たるものとする。
- 二 専門相談員 常勤専門相談員 2 名以上  
専門相談員は、指定福祉用具貸与に係る業務にあたる。

## <営業日及び営業時間>

第四条 指定福祉用具貸与事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、12月28日から1月5日までと国民の祝日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

## <指定福祉用具貸与の提供方法>

第五条 指定福祉用具貸与の提供方法は、次の通りとする。

- 一 指定福祉用具の提供に当たっては、利用者の心身の状況等に踏まえ、福祉用具が適切に選定されかつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、文章を示しその機能、使用方法、利用料金等に関し十分説明し、納得を得た上、貸与に係る同意を得るものとする。

- 二 指定福祉用具貸与の提供にあたっては、貸与する福祉用具の機能、安全性・衛生状態に関し、常に十分な点検を行う。
- 三 指定福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意点事項、故障時の対応等を記載した文章を利用者に交付し、十分な説明を行った上で使用方法の指導を行う。
- 四 指定福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者からの要請に応じて、その使用状態を確認し、必要な場合は、使用方法等の助言、指導及び修理を行う。
- 五 居宅サービス計画書又は介護サービス予防再ビス計画が作成されていない場合には、専門相談員は福祉用具貸与の契約時に当該指定特定福祉用具貸与等の提供が必要な理由がわかる書類を確認しなければならない。(平成 25 年 4 月より福祉用具サービス計画書(基本情報・利用計画)の添付の提出)

#### <消毒方法>

第七条 指定福祉用具貸与の消毒方法は次の通りとする。

指定福祉用具の消毒は、パラマウントケアサービス(株)札幌サービスセンター・日建片桐リース・(株)ワキタケアネットに委託し、その方法は別紙資料によるものとする。

#### <保管方法>

第八条 指定福祉用具の保管方法は次のとおりとする。

指定福祉用具の保管は、パラマウントケアサービス(株)札幌サービスセンター・日建片桐リース・(株)ワキタケアネット内とし、その方法は別紙資料によるものとする。

#### <取り扱う品目>

第九条 指定福祉用具貸与の取り扱う品目は、次の通りとする。

車椅子・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属・褥瘡予防用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖・徘徊感知機器・移動用リフト(つり具は除く)・排泄予測支援機器

#### <利用料等>

第十条 指定福祉用具貸与の利用料等は、次の通りとする。

- 一 利用料 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定福祉用具貸与が法定代理受理サービスである時は、その1割の額とする。  
(厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示上の額)は、事業所の見やすい場所に掲示する)
- 二 その他の費用 次条の通常の事業実施地域を超えて行う指定福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
事業所から、1Kmにつき40円とする。  
また、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も、その実費を徴収する。

#### <通常事業の実施地域>

第十一条 通常の実施地域は、北広島市・札幌市・恵庭市・江別市・南幌町・長沼町・千歳市とする。

#### <苦情を処理する為の措置の概要>

第十二条 苦情があった場合には、ただちに管理者等が利用者と連絡を取り、直接行く等して詳しい事情を聞くと共に、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な改善対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発防止を防ぐ為に役立てる。

## <その他運営に関する重要事項>

第十三条 その他の運営に関する重要事項は、次の通りとする。

- 一 専門相談員の質的向上を図る為の研修の機会を、採用時研修（採用後3ヶ月以内）、継続研修（年1回）を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 二 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏洩しないよう、従業員なくなった後においても当該事項厳守すべき旨を、従業員との雇用解約上に明確に反映させる。
- 四 取り扱う福祉用具の種類、利用者料金等のサービス申し込みに要する案内書、カタログ等を備え又は掲示する。
- 五 正当な理由なく福祉用具貸与の提供を拒まない。
- 六 自社による福祉用具貸与の提供が困難な際は、速やかに適当な他業者を紹介する等の措置を講じる。
- 七 従業員に身分証明を携行させ、利用者又はその家族から求められた際には速やかに提示する事とする。
- 八 利用申込者が法定代理受理サービスの提供を受けられるように適切な援助を行う。
- 九 利用者からの苦情、相談事等の受付窓口を置き、ケース別に記録、ファイルし適切な業務運営に資する。

## 第十四条 虐待の措置

事業者は高齢者を虐待と言う権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送る事が出来るように支援する為に、ご利用者様等の人権の擁護の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

### \* 措置の概要

- 1、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止の為に、啓発活動及び虐待を受けた高齢者の保護の為に、施策に協力するよう努めます。
- 2、ご家族等の擁護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかにこれを、市区市町村に通報します。

## 第十五条 ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で働く福祉用具専門相談員の安全確保と安心して働き続けられるよう、ハラスメント防止に向けて取組めます。

- 1、事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は、組織として許容しません。
  - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされようになった）行為
  - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
  - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

上記は、ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議により、同時案が発生しない為の再発防止対策を検討します。

- 2、ハラスメント事案が発生しない為の、再発防止策を検討します。
- 3、福祉用具専門相談員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。
- 4、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除の措置を講じます。
- 5、事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超える

ものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

当該運営規定は、平成 26 年 6 月から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 9 月 1 日 改定